

経済産業省関連事業者支援策 制度概要説明

令和3年4月12日



(注) 本資料でご紹介する各種補助金等は国会での可決・成立が前提となります。
また、補助事業の詳細は検討中であり、補助内容や各種要件等は公募時に公表される公募要領等にてご確認ください。

目 次

経済産業省支援策等について

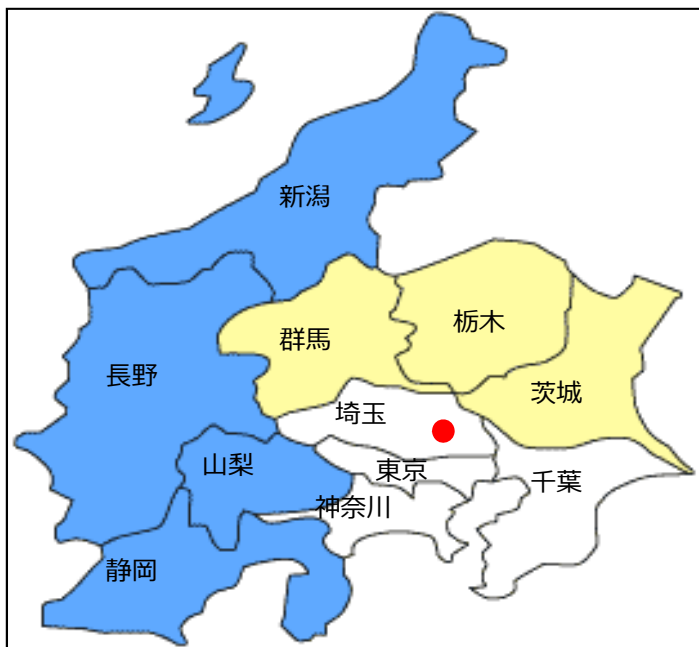
(1)新型コロナの影響を踏まえた支援の全体像等

(2)中小企業等事業再構築促進事業

(3)その他参考（GビズID等）

関東経済産業局について

- 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている企業、消費者、大学、自治体、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等、様々な経済産業政策の実施に取り組んでいます。



【所在地】
〒330-9715
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1
<https://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- ・ JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- ・ JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

コロナ禍の中小企業等に対する支援策（短期・中長期の取組をサポート）

- 短期と中長期の両面での取組が必要。短期的対策により企業の力を極力維持・温存し、中長期対策によりアフター・ウィズコロナの社会・経済構造変化に対応すべく、企業の自己変革を後押し。

短期的な支援策

1. 資金繰り対策（事業継続のための運転資金等を支援）

- ①日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資（中小・小規模向け）
- ②民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資（中小・小規模向け）
- ③資本性資金供給・資本増強支援（中小・小規模向け）
- ④危機対応融資及び資本性劣後ローン（中堅・大企業向け）

2. 雇用維持に係る支援（雇用調整助成金）

- 労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成。

3. 固定費等に係る支援

- 売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給
- 延期・中止したイベント等のキャンセル費用支援

4. 税金等の支払い猶予

- 支払いが困難な事業者に対して、各種税金の納税猶予、厚生年金等保険料の納付猶予等を実施

中長期的な支援策

1. デジタル化・イノベーション・販路開拓等への支援

- 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）
- ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）
- JAPANブランド育成支援等事業 等

2. 事業再構築・レジリエンス強化への取組支援

- 中小企業等事業再構築促進事業
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金
- 事業承継・引継ぎ推進事業 等

3. カーボンニュートラルに向けた支援

- グリーンイノベーション基金事業
- 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 等

経済産業省関係

R 2 年度 3 次補正予算・R 3 年度当初予算のポイント

✧ 3 次補正予算、当初予算をあわせて15ヶ月予算として、経済産業政策を強力に推進。

	R2年度 3次補正	+	R3 年度 当初	R2年度当初
一般会計（エネ特繰入及びカーボンニュートラル除く）	2兆6,417億円+3,517億円			3,494億円
うち、中小企業対策費	2兆 2,834億円+1,117億円			1,104億円※1
うち、科学技術振興費	1,238億円+1,090億円			1,079億円※2
うち、その他	2,345億円+1,309億円			1,311億円※1
エネルギー対策特別会計・カーボンニュートラル	2兆 270億円+7,454億円			7,481億円
うち、カーボンニュートラル（基金）	2兆円			—
うち、エネルギー需給勘定	265億円+5,724億円			5,754億円
うち、電源開発促進勘定	5億円+1,679億円			1,675億円
うち、原子力損害賠償支援勘定	50億円			52億円
特許特会	1,562億円			1,649億円
経済産業省	4兆6,688億円+1兆2,533億円			1兆2,624億円

※ 1） R3年度予算案において内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業の R 2 年度見合い分（約7億円）は控除。

このためR2年度の中小企業対策費は、控除分を戻すと1,111億円。なお、その他経費についても同様の整理。

※ 2） R2年度当初の科学技術振興費から第2GSOC費(政府機関等におけるサイバーセキュリティ強化対策費) の一括計上の枠借分（約54億円）は控除。

※ 3） 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

経済産業省関係令和2年度3次補正予算・令和3年度当初予算のポイント

I. 「新たな日常」の先取りによる成長戦略

～ウィズコロナ/ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、長期視点に立った日本企業の変革を後押し・加速～

デジタル改革

- (1) デジタルを活用した産業の転換
- (2) デジタル基盤・ルールを整備

グリーン社会の実現

- (1) 脱炭素化に向けたエネルギー転換
- (2) 循環経済への転換

中小企業・地域

- (1) 「新たな日常」下での中小企業支援
- (2) 地域経済の強化と一極集中是正

レジリエンス、健康・医療

- (1) サプライチェーン強靱化・サプライネットの構築
- (2) 経済・安全保障を一体として捉えた政策の推進
- (3) 国民の命を守る物資の確保
- (4) 予防・健康づくりの実現

人材育成、イノベーション・エコシステムの創出

- (1) 変革を実現する人材の育成
- (2) イノベーション・エコシステムの創出

II. 国内政策と一体となった対外経済政策

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| (1) 国際協調の維持 | (2) 有志国との連携強化 | (3) 海外展開支援強化 |
|-------------|---------------|--------------|

III. 最重要課題：廃炉の安全かつ着実な実施／福島復興を着実に進める

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 廃炉の安全かつ着実な実施 | (2) 福島復興を着実に進める |
|------------------|-----------------|

中小企業等事業再構築促進事業

中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算額 1兆1,485億円

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等） ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ① 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ② 自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠)：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠)：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

事業再構築補助金の概要

(中小企業等事業再構築促進事業)

2.1版

令和3年3月31日

中小企業庁

【注意!!】 この概要は、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。
最新情報については、中小企業庁又は事務局のホームページをご確認ください。

- 1. 事業目的、申請要件**
- 2. 予算額、補助額、補助率**
- 3. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲**
- 4. 補助対象経費**
- 5. 事業計画の策定**
- 6. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ**
- 7. 事前着手承認制度**
- 8. スケジュールと準備**
- 9. 注意事項**
- 10. 事業再構築の事例**
- 11. Q & A**

1. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。



(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関：https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（7ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

2-1. 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1485億円が計上されています。
- 補助金の公募は、1回ではなく、令和3年度にも複数回実施する予定です。

中小企業

通常枠： 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠： 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠： 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）

グローバルV字回復枠： 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

【注】「卒業枠（中小企業）」と「グローバルV字回復枠（中堅企業）」については、不採択の場合、それぞれ「通常枠」で再審査されます（「通常枠」の補助額の範囲内）。

2-2. 予算額、補助額、補助率（緊急事態宣言特別枠と通常枠の加点）

- 令和3年の緊急事態宣言により深刻な影響を受けた中小企業等については、「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性があります。

緊急事態宣言特別枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P.3 参照）を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者。

※要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

「特別枠」に申請されて、不採択となった事業者については、加点の上、通常枠で再審査いたします。
なお、上記の要件を満たす事業者で、「通常枠」のみに申請された場合でも、加点措置を行います。

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。

3. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

4. 補助対象経費

- 事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資をしていただくこととなります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。

（１）補助**対象**経費の例

- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、専門家経費 ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

【注】 一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合には、本事業の支援対象にはなりません。

（２）補助**対象外**の経費の例

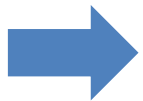
- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

5. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

(1) 事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は、公募要領に掲載されています。事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性、イノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となっています。

(2) 認定経営革新等支援機関とは

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

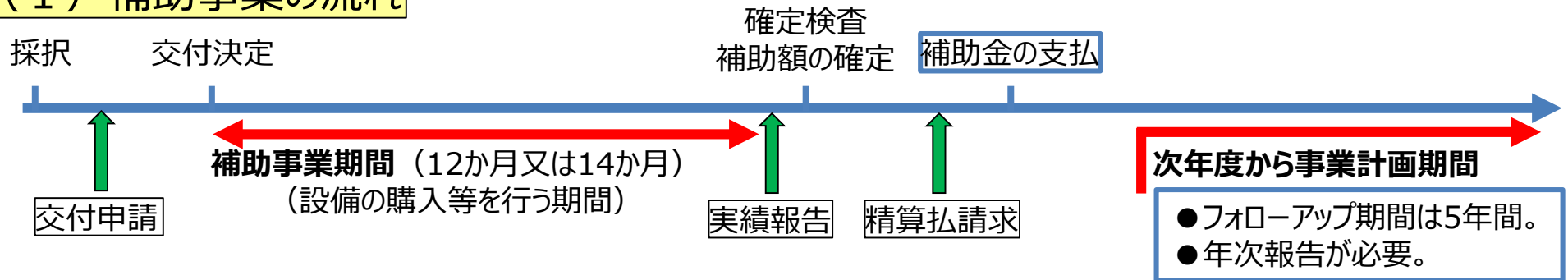


- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

6. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。 概算払制度を設けますが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

(1) 補助事業の流れ



(2) 事業終了後のフォローアップ項目の例

●事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

- ※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。
- ※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。

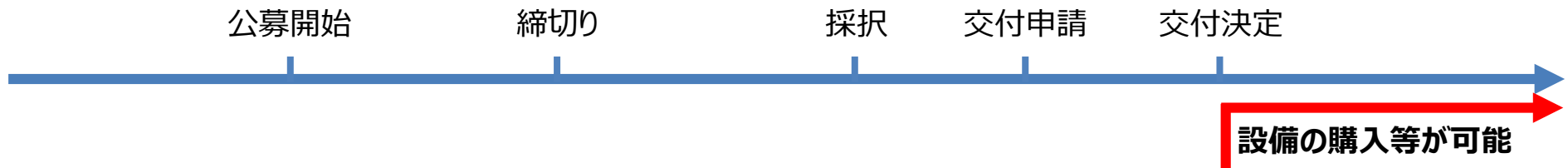
●補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

- ※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

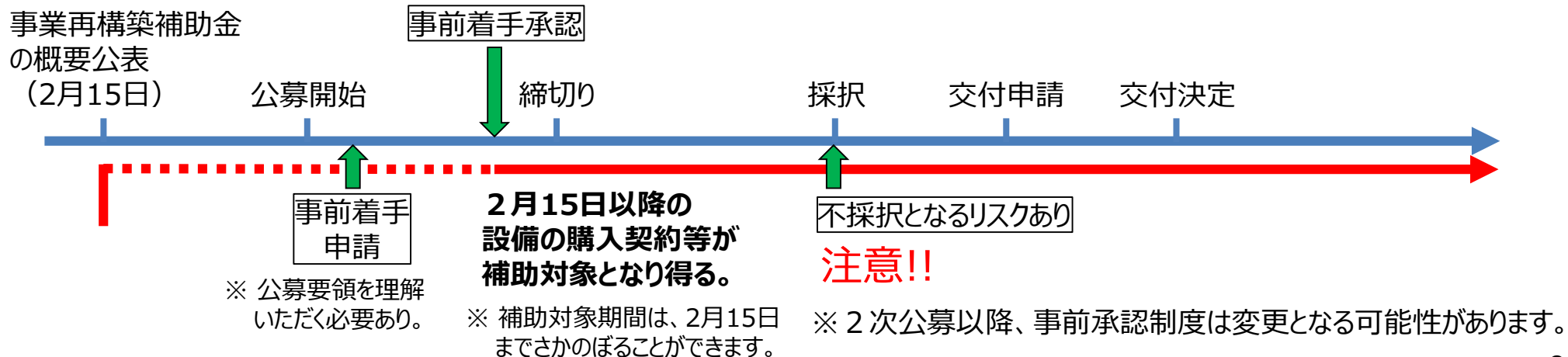
7. 事前着手承認制度

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

（１）通常の手続の流れ



（２）事前着手を実施する場合



8. スケジュールと準備

- 第1回公募については、公募開始は3月26日、申請受付開始は4月15日【予定】、応募締切は4月30日です。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
- 申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

申請に向けた準備

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能です。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



● 事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

必要に応じて、認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

9. 注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

●事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター（P18参照）にお問い合わせください。

【参考】「GbizID」ヘルプデスク 0570-023-797、「J Grants」経済産業省問合せ窓口 mail : jgrants@meti.go.jp

●重複案件への注意

他の法人・事業者と同一又は酷似した内容の事業を故意又は重過失により申請した場合、次回以降の公募への申請ができなくなりますので、十分ご注意ください。

●悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください。

10. 事業再構築の事例

【ご案内】 事業再構築の定義等については、「事業再構築指針」をご参照ください。

ここでご紹介する事例は、実際に中小企業が企画していたり、実施していたりするものです。

10-1. 飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

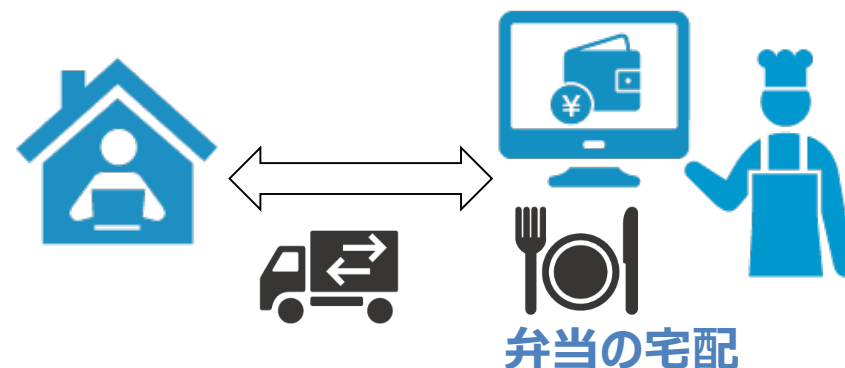
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の弁当の宅配事業
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規サービスに係る機器導入費や広告宣伝のための費用など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

10-2. 小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

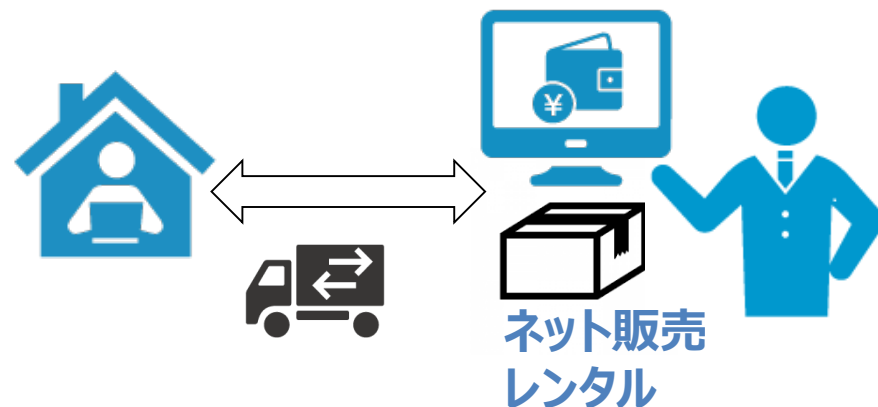
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に、業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用

新規オンラインサービス導入に係るシステム構築の費用など

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

10-3. サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

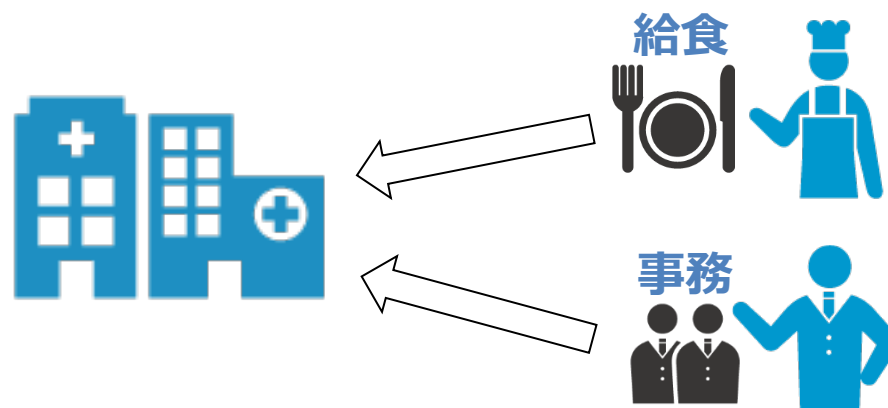
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



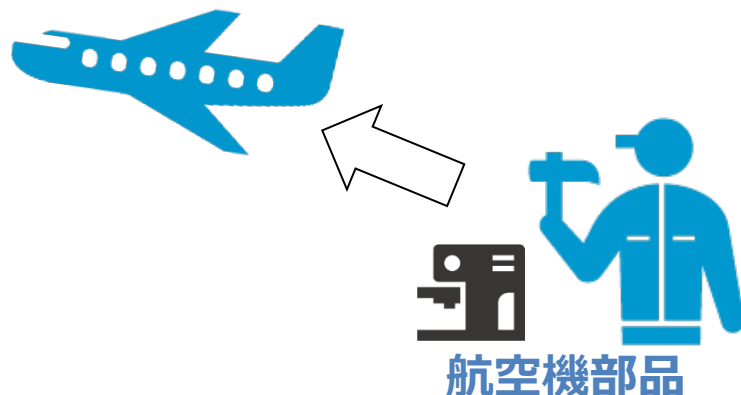
補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

10-4. 製造業での活用例（新分野展開）

製造業

コロナ前

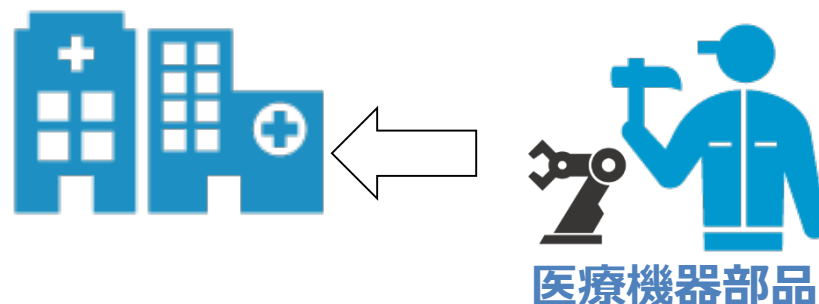
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。



新分野
展開

コロナ後

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、医療機器部品製造事業を新規に立上げ。



補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用
製造のための新規設備導入にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

10-5. その他の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

1 1. Q & A

- よくあるご質問について、以下にQ&Aを掲載しています。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html
- 下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事はできませんが、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表いたします。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>
- お問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。



【お問合せ先】

＜事業再構築補助金事務局コールセンター＞

受 付 時 間： 9：00～18：00（土日祝日を除く）

電 話 番 号： ＜ナビダイヤル＞ 0570－012－088

＜IP電話用＞ 03－4216－4080

＜トラブル等通報窓口＞（申請に当たり、不適切な行為があった場合等）

受 付 時 間： 9：00～18：00（土日祝日を除く）

電 話 番 号： 03－6810－0162

事業再構築指針の手引き (1.1版)

令和3年3月29日

経済産業省 中小企業庁

<目次>

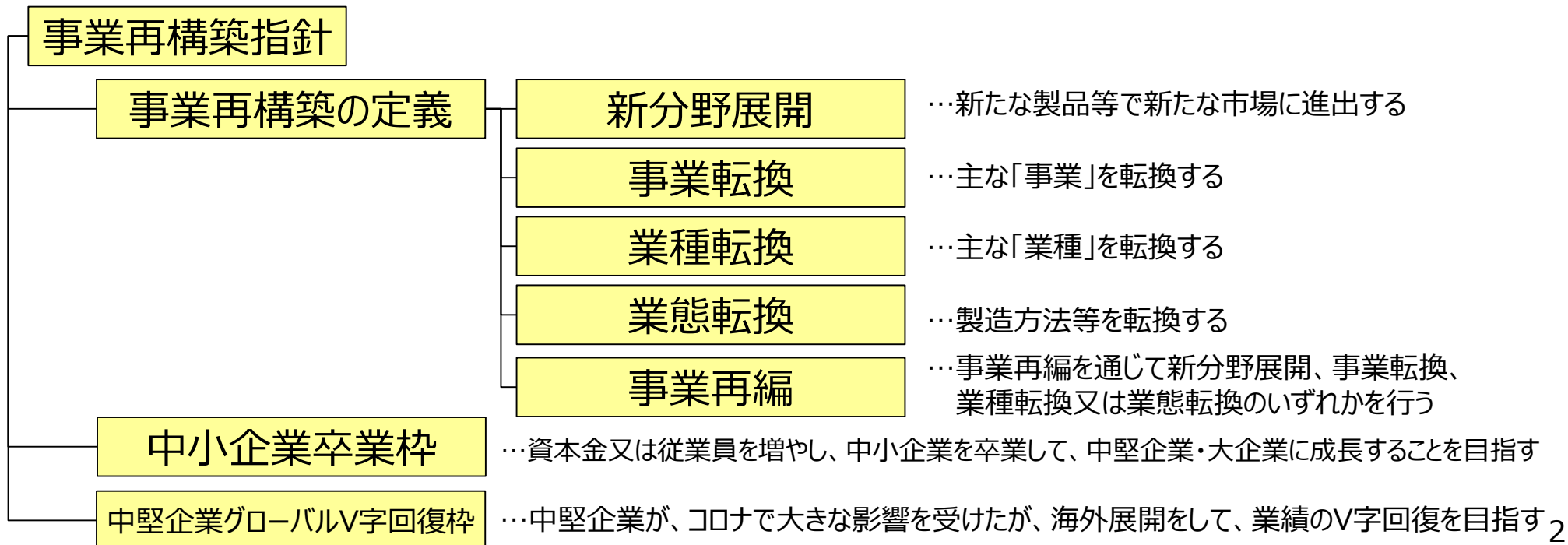
1. 事業再構築指針について	…P 2
2. 事業再構築の類型と要件について	…P 3
3. 新分野展開について	…P 4～P10
4. 事業転換について	…P11～P13
5. 業種転換について	…P14～P16
6. 業態転換について	…P17～P22
7. 事業再編について	…P23～P24
8. 中小企業卒業枠について	…P25～P26
9. 中堅企業グローバルV字回復枠について	…P27
10. 留意事項	…P28
11. （参考）日本標準産業分類とは	…P29

【ご利用に当たっての注意】

- 本手引きにおいては、「製品、商品もしくはサービス」は「製品等」と、「製造又は提供」は「製造等」と、「製造方法又は提供方法」は「製造方法等」と表現しています。
- 従って、製造業の分野の事業再構築を行う場合には、「製品」、「製造」、「製造方法」としてご利用ください。
- 他方、その他の分野（サービス業、小売業、卸売業など）で事業再構築を行う場合には、「製品等」は「商品」又は「サービス」、「製造等」は「提供」、「製造方法等」は「提供方法」などと適宜読み替えてご利用ください。

1. 事業再構築指針について

- 「事業再構築指針」（以下「指針」）は、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「事業再構築」の定義等について、明らかにしたものです。
- 「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は「事業再編」の5つを指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。
- また、指針では、これに加え、中小企業卒業枠及び中堅企業グローバルV字回復枠の要件についても定めています。



2. 事業再構築の類型と要件について

事業再構築の各類型と申請に当たってお示いただく内容の全体像は、以下のとおりです。

事業再構築の類型	必要となる要件	参照ページ
新分野展開	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件	P 4
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P11
業種転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件	P14
業態転換	製造方法の変更の場合 ①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件、④売上高10%要件	P17
	提供方法の変更の場合 ①製造方法等の新規性要件、③商品等の新規性要件又は設備撤去等要件、④売上高10%要件	
事業再編	①組織再編要件、②その他の事業再構築要件	P23



要件名	申請に当たってお示いただく内容	参照ページ
製品等（製品・商品等）の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②製造等に用いる主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（※ 1）	P 5 ～ 6
市場の新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	P 7 ～ 8
売上高10%要件	新たな製品等の（又は製造方法等の）売上高が総売上高の10%以上となること	P 4 、 P17
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となること	P11、P14
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（※ 2）	P18、P19
設備撤去等要件	既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの	P17
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと	P24
その他の事業再構築要件	「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと	各類型

3-1. 新分野展開について（定義）

- 「新分野展開」とは主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを指します。
- 「新分野展開」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高10%要件」の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

新分野展開の定義

中小企業等が主たる業種(※1)又は主たる事業(※2)を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること

(※1) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

(※2) 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

(日本標準産業分類の詳細は、「1.1. (参考) 日本標準産業分類とは」を参照してください。)

新分野展開に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 主たる事業又は主たる業種を変更する場合は、「4. 事業転換」又は「5. 業種転換」を参照してください。
- ② 新分野展開に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。【製品等の新規性要件】
具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。
- ③ 新分野展開に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。【市場の新規性要件】
具体的な内容は、3-4及び3-5を参照してください。
- ④ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の売上高が総売上高の10%（※）以上となる計画を策定することが必要です。【売上高10%要件】

(※) 10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

3-2. 製品等の新規性要件について

製品等の新規性要件については、①過去に製造等した実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）の3点を事業計画においてお示ください。

製品等の新規性要件についてお示いただく事項

①過去に製造等した実績がないこと

過去に製造等していた製品等を再製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。過去に製造等した実績がないものにチャレンジすることをお示し下さい。

②製造等に用いる主要な設備を変更すること

既存の設備でも製造等可能な製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③定量的に性能又は効能が異なること（製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製品等であることをお示し下さい。

（例：既存製品と比べ、新製品の強度、耐久性、軽さ、加工性、精度、速度、容量等が、X%向上する等）

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。

3-3. 製品等の新規性要件を満たさない場合

製品等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製品等の新規性要件を満たさない場合

①「過去に製造等した実績がないこと」を満たさない場合

- 過去に製造等していた製品等を再製造等する場合は製品等の新規性要件を満たしません。
(例) 過去に一度製造していた自動車部品と同じ部品を再び製造する場合。

②「製造等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合

(※) 新たな投資を必要とせず、単に商品ラインナップを増やすような場合は要件を満たしません。

- 既存の製品等の製造等に必要な主な設備が、新製品等の製造等に必要な主な設備と変わらない場合は製品等の新規性要件を満たしません。
(例) これまでパウンドケーキの製造の際に用いていたオープン機器と同じ機械を、新商品である焼きプリン製造に使用する場合。

③「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合（製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

- 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は製品等の新規性要件を満たしません。
(例) 従来から製造していた半導体と性能に差のない半導体を新たに製造するために設備を導入する場合。

④その他の場合

- 上記の他、「既存の製品等の製造量等を増やす場合」や「事業者の事業実態に照らして容易に製造等が可能な新製品等を製造等する場合」、「既存の製品等に容易な改変を加えた新製品等を製造等する場合」、「既存の製品等を単純に組み合わせただけの新製品等を製造等する場合」にも製品等の新規性要件を満たしません。
(例) 自動車部品を製造している事業者が、単に既存部品の製造量を増やす場合。
(例) 自動車部品を製造している事業者が、新たに製造が容易なロボット用部品を製造する場合。
(例) 自動車部品を製造している事業者が、新たに既存の部品に単純な改変を加えてロボット用部品を製造する場合。
(例) 自動車部品を製造している事業者が、既存製品である2つの部品を単に組み合わせたロボット用部品を製造する場合。

3－4．市場の新規性要件について

市場の新規性要件については、既存製品等と新製品等の代替性が低いことを事業計画においてお示ください。

市場の新規性要件についてお示いただく事項

○既存製品等と新製品等の代替性が低いこと

市場の新規性要件を満たすためには、新製品等を販売した際に、既存製品等の需要が単純に置き換わるのではなく、売上が販売前と比べて大きく減少しないことや、むしろ相乗効果により増大することを事業計画においてお示ください。

（例）日本料理店が、新たにオンラインの料理教室を始める場合、オンライン料理教室を始めたことにより、日本料理店の売上は変わらない（むしろ宣伝による相乗効果により上がる）と考えられることから、市場の新規性要件を満たすと考えられる。

3－5．市場の新規性要件を満たさない場合

市場の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

市場の新規性要件を満たさない場合

○「既存製品等と新製品等の代替性が低いこと」を満たさない場合

- 既存の製品等とは別の製品等だが、対象とする市場が同一である場合（新製品等を販売した際に、既存製品等の需要がそのまま代替され、その売上が減少する場合）は市場の新規性要件を満たしません。

（例）アイスクリームを提供していた事業者が、新たにかき氷を販売するが、単純に従来の顧客がアイスクリームの代わりにかき氷を購入することを想定する事業計画を策定した場合、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。

- 既存の製品等の市場の一部のみを対象とするものである場合は市場の新規性要件を満たしません。

（例）アイスクリームを提供している事業者が、バニラアイスクリームに特化して提供するが、単純に従来の顧客が新たに提供するバニラアイスクリームを購入することを想定する事業計画を策定した場合、市場の新規性要件を満たさないと考えられる。

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。

3－6．新分野展開の要件を満たす例①

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、新分野展開に該当します。

【例 1】製造業の場合

航空機用部品を製造していた製造業者が、業界全体が業績不振で厳しい環境下の中、新たに医療機器部品の製造に着手し、5年間の事業計画期間終了時点で、**医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合**

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	新たに製造する医療機器部品が、 <u>過去に製造した実績のない部品</u> であれば、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	医療機器部品を製造するため、航空機専用の生産設備とは異なる <u>専用の生産設備が新たに必要であり、当該設備を導入する</u> 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	新たに製造する医療機器部品と従来製造していた航空機用部品が異なる部品であれば、 <u>定量的に性能又は効能（強度や軽さ等）を比較することが難しい</u> ことを示すことで要件を満たす。ただし、両部品が類似の製品であって、その性能（強度や軽さ等）を比較することが <u>可能な場合</u> には、 <u>差異を定量的に説明する</u> ことで、要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	医療機器部品と航空機用部品では、その <u>用途が異なり</u> 、医療機器部品を新たに製造・販売することによって、 <u>航空機用部品の需要が代替され、売上が減少することは見込まれない</u> と考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 10%要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること	5年間の事業計画期間終了後、 <u>医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定</u> することで要件を満たす。

3-7. 新分野展開の要件を満たす例②

【例2】不動産業の場合

都心部の駅前にビジネス客向けのウィークリーマンションを営んでいたが、テレワーク需要の増加を踏まえて、客室の一部をテレワークスペースや小会議室に改装するとともにオフィス機器を導入し、3年間の事業計画期間終了時点で、当該レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去同様の <u>レンタルオフィス業を営んだことがなければ</u> 、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	<u>新たに客室の改装やオフィス機器の導入が必要であり、その費用がかかる</u> 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	ウィークリーマンションとレンタルオフィスでは、提供する <u>サービスの種類が異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい</u> ことを示すことで要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	新たにレンタルオフィスを始めたことで、ウィークリーマンションの需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれないと考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 10%要件	④3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること	3年間の事業計画期間終了後、 <u>レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定</u> することで要件を満たす。

4-1. 事業転換について（定義）

- 「事業転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することを指します。
- 「事業転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

事業転換の定義

中小企業等が新たな製品等を製造等することにより、主たる業種（※1）を変更することなく、主たる事業（※2）を変更すること

（※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（※2）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「1.1.（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

事業転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ①主たる業種を変更する場合には、「5. 業種転換」を参照してください。
- ②事業転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。【製品等の新規性要件】
これは、新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。
- ③事業転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。【市場の新規性要件】
これは、新分野展開における【市場の新規性要件】と同義です。具体的な内容は、3-4及び3-5を参照してください。
- ④事業転換に該当するためには、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定することが必要です。【売上高構成比要件】 ※売上高10%要件は不要

4－2．事業転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、事業転換に該当します。

【例1】飲食サービス業の場合

日本料理店が、換気の徹底によりコロナの感染リスクが低いとされ、足元業績が好調な焼肉店を新たに開業し、3年間の事業計画期間終了時点において、**焼肉事業の売上高構成比が、標準産業分類の細分類ベースで最も高い事業となる計画を策定している場合**

(参考) 日本標準産業分類

【大分類】M宿泊業、飲食サービス業⇒【中分類】76飲食店⇒【小分類】762専門料理店

⇒【細分類】7621日本料理店…7623中華料理店、7624ラーメン店、7625焼肉店…（細分類ベースで事業転換）

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に 焼肉店を営んだことがなければ 、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	焼肉店の開業に当たって、 新たに卓上備え付けのロースター等の設備や内装の改装などが必要であり、その費用がかかる 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	日本料理店と焼肉店では、提供する 商品が異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい ことを示すことで要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	例えば、大衆向けとして沖縄料理を提供している日本料理店が、高価格帯の商品を提供する焼肉店を始める場合、 異なる顧客のニーズに応えるものであることから、焼肉屋により、日本料理屋の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれない と考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「日本料理店」と「焼肉店」は、 日本標準産業分類の細分類ベースで異なる分類 がなされている。従って、3年間の事業計画期間終了時点において、 焼肉事業の売上構成比が、日本標準産業分類細分類ベースで最も高くなる計画を策定 していれば、要件を満たすこととなる。

4 – 3. 事業転換の要件を満たす例

【例 2】製造業の場合

プレス加工用金型を製造している下請事業者が、業績不振を打破するため、これまで培った金属加工技術を用いて、新たに**産業用ロボット製造業**を開始し、5年間の事業計画期間終了時点において、**産業用ロボット製造業の売上高構成比が、日本標準産業分類の細分類ベースで最も高い事業となる計画を策定している場合**

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】E製造業⇒【中分類】生産用機械器具製造業⇒【小分類】269その他の生産用機械・同部分品製造業
⇒【細分類】2691金属用金型・同部分品・附属品製造業…2694ロボット製造業…（細分類ベースで事業転換）

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	新たに製造する産業用ロボットが、 <u>過去に製造した実績のない部品</u> であれば、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	産業用ロボットを製造するため、プレス加工用金型専用の生産設備とは異なる <u>専用の生産設備が新たに必要であり、当該設備を導入する</u> 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	新たに製造する産業用ロボットと従来製造していたプレス加工用金型が異なる製品であれば、 <u>定量的に性能又は効能（強度や軽さ等）を比較することが難しい</u> ことを示すことで要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	プレス加工用金型と産業用ロボットでは、その <u>用途が異なり</u> 、産業用ロボットを新たに製造・販売することによって、 <u>プレス加工用金型の需要が代替され、売上が減少することは見込まれない</u> と考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「金属用金型製造業」と「ロボット製造業」は、 <u>日本標準産業分類の細分類ベースで異なる分類</u> がなされている。従って、5年間の事業計画期間終了時点において、 <u>ロボット製造業の売上構成比が、日本標準産業分類細分類ベースで最も高くなる計画を策定</u> していれば、要件を満たすこととなる。

5－1．業種転換について（定義）

- 「業種転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することを指します。
- 「業種転換」に該当するためには、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高構成比要件」の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業種転換の定義

中小企業等が新たな製品を製造することにより、主たる業種（※1）を変更すること

（※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業

（日本標準産業分類の詳細は、「1 1.（参考）日本標準産業分類とは」を参照してください。）

業種転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ①業種転換に該当するためには、新たな製品等を製造等する必要があります。**【製品等の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【製品等の新規性要件】**と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。
- ②業種転換に該当するためには、新たな市場に進出する必要があります。**【市場の新規性要件】**
これは、新分野展開における**【市場の新規性要件】**と同義です。具体的な内容は、3-4及び3-5を参照してください。
- ③業種転換に該当するためには、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い業種となる計画を策定することが必要です。**【売上高構成比要件】** ※売上高10%要件は不要

5 - 2. 業種転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業種転換に該当します。

【例 1】賃貸業の場合

レンタカー事業を営んでいる事業者が、新たにファミリー向けのコロナ対策に配慮した**貸切ペンション**を経営し、レンタカー事業と組み合わせた宿泊プランを提供することで、3年間の事業計画期間終了時点において、**貸切ペンション経営を含む業種の売上高構成比が最も高くなる計画**を策定している場合。

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】…K不動産業、物品賃貸業 …M宿泊業、飲食サービス業… (レンタカー事業は物品賃貸業、ペンションは宿泊業)

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去に 貸切ペンション経営を営んだことがなければ 、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	ペンションを改築するため、 新たに建物改修等が必要であり、その費用がかかる 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	貸切ペンション経営とレンタカー事業では、提供する サービスが異なり、定量的に性能又は効能を比較することが難しい ことを示すことで要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	新たに貸切ペンション経営を始めたことで、レンタカー事業の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれない（むしろ相乗効果により増加する）と考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「レンタカー」（不動産業、物品賃貸業）と「ペンション経営」（宿泊業、飲食サービス業）は、 日本標準産業分類の大分類ベースで異なる分類 がなされている。従って、3年間の事業計画期間終了時点において、 ペンション経営を含む業種の売上構成比が最も高くなる計画を策定 していれば、要件を満たすこととなる。

5-3. 業種転換の要件を満たす例

【例2】製造業の場合

コロナの影響も含め、今後ますますデータ通信量の増大が見込まれる中、生産用機械の製造業を営んでいる事業者が、工場を閉鎖し、跡地に新たにデータセンターを建設し、5年間の事業計画期間終了時点において、データセンター事業を含む業種の売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

(参考) 日本標準産業分類
【大分類】…E製造業、 …G情報通信業… (データセンターは情報通信業)

要件		要件を満たす考え方
製品等の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと	過去にデータセンター事業を営んだことがなければ、要件を満たす。
	②製造等に用いる主要な設備を変更すること	データセンターを建設するため、新たにデータサーバーの購入等が必要であり、その費用がかかる場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	生産用機械とデータセンターは、異なる製品（サービス）であり、定量的に性能又は効能（強度や軽さ等）を比較することが難しいことを示すことで要件を満たす。
市場の 新規性要件	既存製品等と新製品等の代替性が低いこと	新たにデータセンター事業を始めたことで、生産用機械の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれないと考えられることを説明することで、要件を満たす。
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する業種が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること	「生産性機械製造」（製造業）と「データセンター事業」（情報通信業）は、日本標準産業分類の大分類ベースで異なる分類がなされている。従って、5年間の事業計画期間終了時点において、データセンター事業を含む業種の売上構成比が最も高くなる計画を策定していれば、要件を満たすこととなる。

6 - 1. 業態転換について（定義）

- 「業態転換」とは製品等の製造方法等を相当程度変更することを指します。
- 「業態転換」に該当するためには、「製造方法等の新規性要件」、「製品の新規性要件」（製造方法の変更の場合）又は「商品等の新規性要件又は設備撤去等要件」（提供方法の変更の場合）、「売上高10%要件」の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

業態転換の定義

製品等の製造方法等を相当程度変更すること

業態転換に該当するためには（事業計画で示す事項）

※製品の製造方法を変更する場合：①②④

※商品又はサービスの提供方法を変更する場合：①③④

- ① 業態転換に該当するためには、製品等の製造方法等が新規性を有するものである必要があります。

【製造方法等の新規性要件】

具体的な内容は、6-2及び6-3を参照してください。

- ② 新たな方法で製造される製品が新規性を有するものである必要があります（製品の製造方法を変更する場合に限ります）。

【製品の新規性要件】

これは、新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。

【注】②の要件は、製造業の分野で事業再構築を行う場合に限って必要となります。

- ③ 新たな方法で提供される商品若しくはサービスが新規性を有するもの又は既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うものである必要があります。（商品又はサービスの提供方法を変更する場合に限ります）。

【商品等の新規性要件】又は【設備撤去等要件】

このうち、商品等の新規性要件は新分野展開における【製品等の新規性要件】と同義です。具体的な内容は、3-2及び3-3を参照してください。

【注】③の要件は、製造業以外の分野で事業再構築を行う場合に限って必要となります。

- ④ これらを通じて、3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の製造方法等による売上高が、総売上高の10%（※）以上を占める計画を策定することが必要です。【売上高10%要件】

（※）10%は申請するための最低条件です。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。

6－2．製造方法等の新規性要件について

製造方法等の新規性を満たすためには、①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと、②主要な設備を変更すること、③定量的に性能又は効能が異なることの3点を事業計画においてお示しください。

製造方法等の新規性要件についてお示しいただく事項

①過去に同じ方法で製造等していた**実績がないこと**

過去に製造等していた方法と同じ方法で製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。過去に実績がない方法で製品等を製造等することにチャレンジすることをお示し下さい。

②新たな製造方法等に用いる**主要な設備を変更**すること

既存の設備でも製造等可能な方法で、製品等を製造等することは、事業再構築によって、新たな方法で製品等を製造等しているとはいえません。主要な設備を変更することが新たな方法で製品等を製造等するのに必要であることをお示し下さい。

③**定量的に性能又は効能が異なること**（製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

性能や効能の違いを定量的に説明することで、新たな製造方法等が有効であることをお示し下さい。

（例：既存の製造方法と比べ、新たな製造方法の方が、生産効率、燃費効率等がX%向上する等）

【注】「新規性」とは、事業再構築に取り組む中小企業等自身にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。

6－3．製造方法等の新規性要件を満たさない場合

製造方法等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

製造方法等の新規性要件を満たさない場合

①「過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと」を満たさない場合

- 過去に製品等を製造等していた方法により、改めて製品等を製造等する場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
（例）衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業を拡大する場合。

②「新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること」を満たさない場合

- 既存の製造方法等に必要な主な設備が新たな製造方法等に必要な主な設備と変わらない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
（例）衣料品販売店が、従来の商品を単に既存のECサイトを用いて販売網を拡大するなど、新たな設備投資を伴わない場合。

③「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない場合（製造方法等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）

- 既存の製品等と新製品等の性能に有意な性能の差が認められない場合は、製造方法等の新規性要件を満たしません。
（例）工場の無人化を図るためにデジタル技術を導入する計画を立てたが、従来と比べて生産性の向上が何ら見込まれない場合。

6－4．その他の業態転換の非該当例

その他の業態転換の要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。

その他の業態転換の要件を満たさない場合

【製品の新規性要件】を満たさない場合（製造方法の変更の場合に限る）

- ・ 「3－3．製品等の新規性要件を満たさない場合」を参照してください。

【商品等の新規性要件又は設備撤去等要件】を満たさない場合（提供方法の変更の場合に限る）

- ・ 「商品等の新規性がない場合」又は「既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うものではない場合」には要件を満たしません。
- ・ 「商品等の新規性要件」については、「3－3．製品等の新規性要件を満たさない場合」を参照してください。

（例）飲食店が、例えば、新たな商品を提供することも設備の撤去を行うこともなく、単にテイクアウト販売を新たに始める場合。

その他の場合

- ・ 上記の他、「製品等の既存の製造方法等により、単に製造量等を増大させる場合」や、「事業者の事業実態に照らして容易に行うことが可能な新たな製造方法等で製品等を製造等する場合」、「製品等の既存の製造方法等に容易な改変を加えた方法で、製品等を製造等する場合」、「製品等の既存の製造方法等を単純に組み合わせただけの方法で、製品等を製造等する場合」にも要件を満たしません。

（例）衣料品販売店を3店舗経営する企業が、新たに同様の販売店をもう1店舗開店する場合。

（例）衣料品販売店を経営する企業が、工夫することなく単に無料宅配サービスを導入する場合。

（例）衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業で既存のポイント制度を導入する場合。

（例）衣料品販売店を経営する企業が、既に別々に行っているネット販売事業と店舗において行っていたサブスク事業を組み合わせ、ネット・サブスク事業とする場合。

6－5．業態転換の要件を満たす例

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、業態転換に該当します。

【例 1】サービス業の場合

ヨガ教室を経営していたところ、コロナの影響で顧客が激減し、売上げが低迷していることを受け、サービスの提供方法を変更すべく、店舗での営業を縮小し、**オンラインサービスを新たに開始し**、オンラインサービスの売上高が、3年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%以上**を占める計画を策定している場合。

要件		要件を満たす考え方	
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと	過去に オンラインサービスを営んだ実績がない 場合には、要件を満たす。	
	②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること	オンラインサービスを開始するために、 新たに配信機材等を導入する必要がある、その費用がかかる 場合には、要件を満たす。	
	③定量的に性能又は効能が異なること	新たに導入した提供方法により、 1回当たりの提供コスト等、生産効率などの程度改善しているか等を示す ことで要件を満たす。	
商品等の新規性要件	①過去に製造した実績がないこと	例えば、 ヨガに加えて、 新たにエアロビクスを始め る場合	過去にエアロビクスのサービスを提供したことがなければ要件を満たす。
	②主要な設備を変更すること		エアロビクスのサービスを新たに始めるために、 新たに大型ミラーの設置や防音設備等が必要であり、その費用がかかる 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること		ヨガとエアロビクスは、異なるサービスであり、 定量的に性能又は効能を比較することが難しい ことを示すことで要件を満たす。
or要件 設備撤去等要件	新たな方法で提供される商品又はサービスが新規性を有するもの又は既存設備の撤去や既存店舗の縮小等を伴うものであること	店舗の営業を縮小するに際して、 既存設備を撤去 することを示すことで要件を満たす。	
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製造方法等による売上高が、総売上高の10%以上を占める計画を策定すること	3年間の事業計画期間終了時点において、 オンラインサービスの売上高が、総売上高の10%以上となる計画を策定 していることで要件を満たす。	

6－6．業態転換の要件を満たす例

【例2】製造業の場合

健康器具を製造している製造業者が、コロナの感染リスクを抑えつつ、生産性を向上させることを目的として、AI・IoT技術などのデジタル技術を活用して、製造プロセスの省人化を進めるとともに、削減が見込まれるコストを投じてより付加価値の高い健康器具を製造し、新たな製造方法による売上高が、5年間の事業計画期間終了後、総売上高の10%以上を占める計画を策定している場合。

要件		要件を満たす考え方
製造方法等の新規性要件	①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと	過去に、 <u>今回導入しようとしているAI・IoT技術などのデジタル技術を活用した省人化による方法で、製品を製造した実績がない</u> 場合には、要件を満たす。
	②新たな製造方法等に用いる主要な設備を変更すること	省人化のために、 <u>AI・IoT技術などのデジタル技術に関する専用の設備が新たに必要であり、当該設備を導入する</u> 場合には、要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	新たに導入した製造方法により、 <u>1個当たりの製造コスト等、生産効率がどの程度改善しているか等を示す</u> ことで要件を満たす。
製品の 新規性要件	①過去に製造した実績がないこと	新たに製造する健康器具が、 <u>これまでに製造した健康器具と同じ健康器具ではなければ</u> 、要件を満たす。
	②主要な設備を変更すること	新たな健康器具を製造するために、 <u>既存プロセスのコストを抑えるため、省人化に関するAI・IoT技術などのデジタル技術に関する専用の設備が新たに必要であり、当該設備を導入する</u> 場合は要件を満たす。
	③定量的に性能又は効能が異なること	<u>新たに製造する健康器具と既存の健康器具との性能（健康効果等）の違いを説明</u> することで要件を満たす。
売上高 構成比要件	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製造方法等による売上高が、総売上高の10%以上を占める計画を策定すること	5年間の事業計画期間終了時点において、 <u>新たな製造方法で製造した新たな健康器具が、総売上高の10%以上となる計画を策定</u> していることで予定を満たす。

7-1. 事業再編について（定義）

- 「事業再編」とは会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことを指します。
- 「事業再編」に該当するためには、組織再編要件、その他の事業再構築要件の2つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

事業再編の定義

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

事業再編に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 事業再編に該当するためには、会社法上の組織再編行為（※1）等を行う必要があります。

【組織再編要件】

（※1）合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡を指します。

- ② 事業再編に該当するためには、その他の事業再構築のいずれかの類型（※2）の要件を満たす必要があります。**【その他の事業再構築要件】**

（※2）新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換を指します。

7-2. 組織再編要件について

組織再編要件とは、「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「事業譲渡」等を指し、それぞれの場合の事業再構築の該当性の判断は以下のとおりです。

組織再編行為等	概要	事業再構築を行う会社	事業再構築の該当性の判断	
			組織再編行為等を行う前の範囲	組織再編行為等を行った後の範囲
合併 (吸収合併)	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの	合併後存続する会社	吸収合併後存続する会社と吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後存続する会社
合併 (新設合併)	合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの	合併後新設される会社	吸収合併後消滅する会社の合計	吸収合併後新設される会社
会社分割 (吸収分割)	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること	事業を引き継ぐ会社	事業を引き渡す会社の該当事業と事業を引き継ぐ会社の合計	事業を引き継ぐ会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
会社分割 (新設分割)	その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること	新設される会社	事業を引き渡す会社の該当する事業	新設される会社
		事業を引き渡す会社	事業を引き渡す会社から引き渡す事業を除いたもの	事業を引き渡す会社
株式交換	発行済株式の全部を他の会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
株式移転	発行済株式の全部を新たに設立する会社に取得させること	親会社	親会社	親会社
		子会社	子会社	子会社
事業譲渡	事業の全部又は重要な一部を譲渡すること等	事業譲渡先の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業と事業譲渡先の会社の合計	事業譲渡先の会社
		事業譲渡元の会社	事業譲渡元の会社の譲渡する事業を除いた事業	事業譲渡元の会社

8－1．中小企業卒業枠について（定義）

中小企業卒業枠は、事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、事業計画期間内に中小企業等から中堅企業・大企業等へ成長する中小企業等を支援するための特別枠で、申請に当たっては、通常枠の要件に加え、①組織再編要件、②新規設備投資要件、③グローバル展開要件のうち、いずれかの要件を満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

中小企業卒業枠の定義

事業再構築により、事業計画期間（3～5年）終了までに中堅企業・大企業等（※）に成長することを旨とする中小企業等を対象とした特別枠

（※）中小企業等以外の企業等を指します。詳細は公募要領を参照してください。

中小企業卒業枠の考え方

通常枠の要件に加えて、単に増資するのではなく、次のいずれかの方法により、中堅企業・大企業等に成長する計画を策定することが必要です。

①事業再編

会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行うことをいいます。

【組織再編要件】

これは、事業再編における【組織再編要件】と同義です。具体的な要件は、6-2を参照してください。

②新規設備投資

新たな施設、設備、装置又はプログラムに対する投資であって、中小企業卒業枠による補助金額の上乗せ分の2/3以上の金額を要するものをいいます。【設備投資要件】

③グローバル展開

グローバル展開を果たすための事業に取り組むことをいいます。【グローバル展開要件】

具体的な要件は、8-2を参照してください。

※卒業枠については、事業計画期間終了時点において、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく中堅・大企業等に成長することができなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分について補助金を返還いただきます。

8-2. グローバル展開要件について

グローバル展開要件は、①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかの要件を満たすことを事業計画において示すことが必要です。

グローバル展開の類型

① 海外直接投資

- ・ 補助金額の50%以上を外国における支店その他の営業所又は海外子会社等（当該中小企業等の出資に係る外国法人等であって、その発行済株式の半数以上又は出資価格の総額の50%以上を当該中小企業等が所有しているものをいう。）の事業活動に対する費用に充てることで、国内及び海外における事業を一体的に強化すること。
- ・ 応募申請時に、海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料を提出すること。

② 海外市場開拓

- ・ 中小企業等が海外における需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業の海外売上高比率が50%以上となることが見込まれること。
- ・ 応募申請時に、具体的な想定顧客が分かる海外市場調査報告書を提出すること。

③ インバウンド市場開拓

- ・ 中小企業等が日本国内における外国人観光旅客の需要の開拓を行うものであって、事業計画期間終了までに本事業に係る製品又は商品若しくはサービスの提供先の50%以上が外国人観光旅客の需要に係るものとなることが見込まれること。
- ・ 応募申請時に、具体的な想定顧客が分かるインバウンド市場調査報告書を提出すること。

④ 海外事業者との共同事業

- ・ 中小企業等が外国法人等を行う設備投資を伴う共同研究又は共同事業開発であって、その成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業者等に帰属すること（外国法人又は外国人の経費は、補助対象外）。
- ・ 応募申請時に、共同研究契約書又は業務提携契約書（日本語訳。検討中の案を含む）を追加すること。

9. 中堅企業グローバルV字回復枠について（定義）

中堅企業グローバルV字回復枠は、事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援するための特別枠で、申請に当たっては、通常枠の要件に加えて、グローバル展開要件を満たすことを事業計画において示す必要があります。

中堅企業グローバルV字回復枠の定義

新型コロナウイルス感染症によりその事業に大きな影響を受けているが、事業再構築により、事業計画期間終了までにグローバル展開により事業の大幅な回復を目指す中堅企業等（※）を対象とした特別枠

（※） 以下にあてはまる法人を指します。詳細は公募要領を参照してください。

- ・中小企業基本法に定める中小企業者に該当しないこと
- ・資本金の額又は出資の総額が10億円の未満の法人であること。
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

中堅企業グローバルV字回復枠の考え方

①通常枠の要件に加えて、グローバル展開を果たすための事業に取り組む必要があります。

【グローバル展開要件】

これは、中小企業卒業枠における【グローバル展開要件】と同義です。

具体的な要件は、8-2を参照してください。

※グローバルV字回復枠については、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく事業計画期間終了時点において、付加価値額の年率平均の増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均の増加が5.0%に達しなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分について補助金を返還いただきます。

10. 留意事項

- 計画の策定に当たっては、まずは自身で御検討いただいた後、認定支援機関や金融機関に相談してください。
- 本資料に掲載している事業再構築の要件は、申請に当たって留意いただく事項です。採択されるためには、これらを踏まえた上で、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 本資料に掲載している事例は、「事業再構築指針」の内容を具体的に事例に置き換えて説明したものであり、経産省が推奨する事例ではない点について留意してください。
- したがって、本資料の例と同じ事業再構築の計画を策定した場合でも、審査等によって不採択となる可能性は十分にありますので注意して下さい。
- また、事業再構築補助金の概要については、2月15日に以下の資料を公表しておりますので合わせて参照してください。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0216
- よくあるご質問については、以下にQ&Aを掲載しています。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html
- 下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事はできませんが、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表いたします。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>
- 今後、公募が開始されましたら、事務局にコールセンターを開設する予定です。

1 1. (参考) 日本標準産業分類とは

- 日本標準産業分類とは、「モノやサービスを生産又は提供するところ」を経済活動別に分類するためのものとして、総務省が本来は統計結果を表示するために定めている分類（統計基準）ですが、本指針においてはこの分類を利用しているものです。
- 大分類、中分類、小分類、細分類の4つのレベルに分かれており、事業再構築指針では、この分類を基に、新分野展開、事業転換、業種転換の定義や該当要件を定めています。

産業分類区分の例

※日本標準産業分類の詳細は、「総務省ホームページ 日本標準産業分類（外部サイトリンク）」をご参照ください。
[総務省ホームページ 日本標準産業分類（外部サイトリンク）](#)

大分類	中分類	小分類	細分類
A農業、林業	09 食料品製造業	...	2451アルミニウム・同合金プレス製品製造業
...	...	241ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2452金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
E製造業	16 化学工業	...	2453粉末や金製品製造業
...	...	244建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
G情報通信業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	245金属素形材製品製造業	
...	...	246金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	
I卸売業、小売業	24 金属製品製造業	...	
...	...	248ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
M宿泊業、飲食サービス業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	...	
...	...	...	

その他参考（GビズID、J グランツ等）

GビズIDとは①

- 補助金の電子申請にはGビズIDの取得が必要です。

● GビズIDの概要

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

【イメージ図】



● アカウント登録に必要なもの

GビズIDを利用するには、次のものがが必要です。

アカウント 種別	メールアドレス (アカウントID)	操作端末	プリンター	印鑑証明書と 登録申請書	スマートフォン もしくは 携帯電話※
gBizIDプライム	○	○	○	○	○

G.bizIDとは②

- 補助金の電子申請にはG.bizIDの取得が必要です。

gBizID へようこそ。

G.bizIDで、行政サービスへのログインをラクにする。

G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。



G.bizIDのトップページの「G BIZ IDプライムID作成」ボタンをクリックして申請を開始してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>
にログイン！！

<暫定G.bizIDプライムアカウントについて>

- 電子申請の需要増加に伴い、「G.bizID プライムアカウント」の発行に最大で3～4週間程度の期間を要しています。このため、特例措置として、G.bizID 申請ページにおいて、「暫定G.bizIDプライムアカウント（以下、暫定プライムアカウントと記載。）」の発行し、申請を可能とします。

※暫定プライムアカウントとは

- ✓ 申請書及び印鑑証明書・印鑑登録証明書の郵送を事後的に行っていただき、最大48時間程度（土日祝日を除く。）で発行が可能となるアカウントです。
- ✓ 暫定プライムアカウントは、事業再構築補助金と小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで両補助金以外の申請を行った場合、当該申請については無効となります。
- ✓ 申請後、交付までの間に通常のプライムアカウントが必要になります。暫定プライムアカウントを利用して申請された方も、通常のプライムへの変更手続きを進めてください。



電話でのお問合せ

0570-023-797

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

補助金申請システム「Jグランツ」とは <https://jgrants.go.jp/>

- 補助金申請システム（Jグランツ※¹）は、補助金の電子申請を行えるシステムです。
- 国や都道府県などの地方公共団体が執行する補助事業（※²）で利用できます。
- 補助金の申請者がJグランツを利用する際には、「GビズID」を利用します。そのため、法人、個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金で利用できます。

※1 補助金申請システムのサービス名称。J：Japan グランツ：補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

電子申請の事業者にとってのメリット

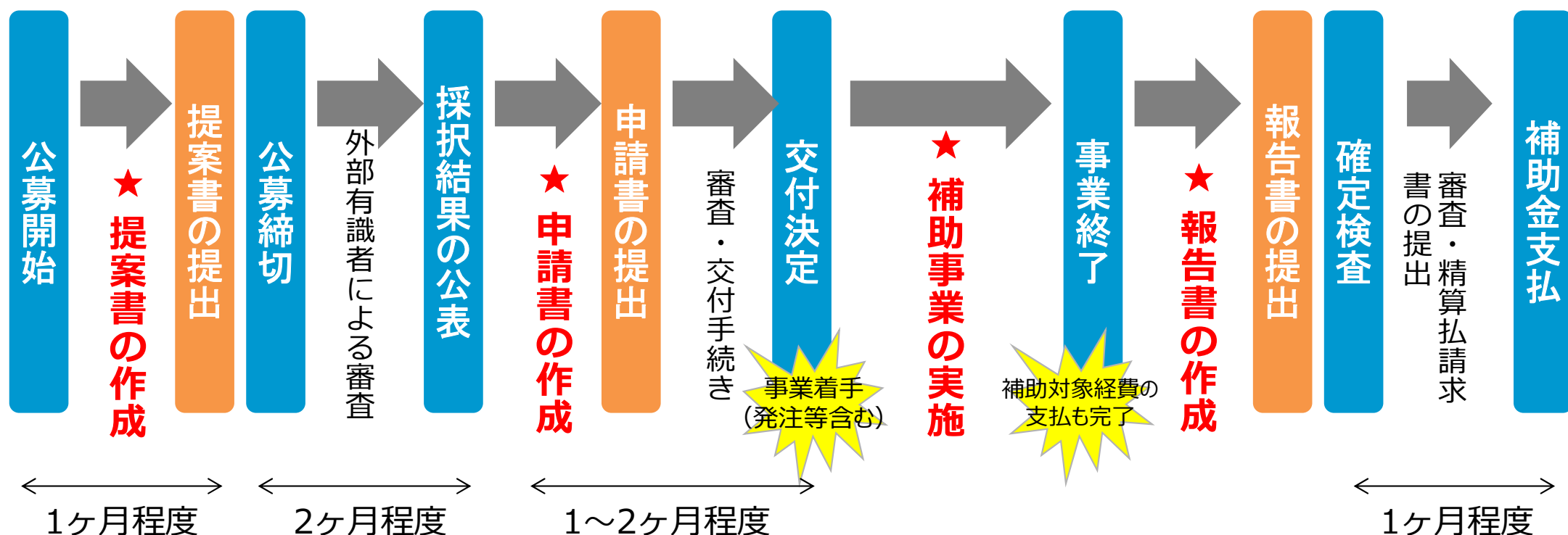
- ✓ 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ✓ 過去に申請した基本情報の再入力や、書類の押印が不要になります。

電子申請にはGビズIDの取得が必要です

- ✓ GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
- ✓ GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能になります。
- ✓ 現時点では、gBizIDプライムアカウントID発行までの期間はおおむね2週間となっておりますので、お早めのご準備をお勧めします。

補助金に関する手続きの流れ（例）

- 補助金採択の発表があっても、交付決定日以降でなければ事業に着手できない。
- 交付決定を受けるには、改めて補助金の「申請書」を提出する必要がある。
- 補助金の支払いは、事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後となる。
- その他、補助金の経理処理及び検査等に関しては、採択後もしくは交付決定時に配布される手引き参照。



【注】 上記は一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なる場合があります。

【参考】中小企業等の定義（中小企業基本法）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- 上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。
- 中小企業関連立法においては、政令により**ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員300人以下**を中小企業とする場合があります。
(例：ものづくり補助金／中小企業等経営力強化法)
- 上記要件を満たしても多くの補助金・助成金では「**みなし大企業**」として大企業と密接な関係を有する企業が補助対象から外れる場合があります。(以下のいずれかに該当する場合)
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- 小規模事業者支援法、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により**宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業**としております。
- 法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本1億円以下の企業が対象です。

【参考】経済産業省関連予算について

令和2年度第3次補正予算は、以下HPよりご確認ください。

- 令和2年度第3次補正予算（経済産業省関連）の概要
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei3.html
- 経済産業省関係令和2年度第3次補正予算のポイント
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei3_yosan_gaiyo.pdf
- 令和2年度第3次補正予算の事業概要（PR資料）
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei3_yosan_pr.pdf

令和3年度当初予算は、以下HPよりご確認ください。

- 令和3年度経済産業省関連予算等の概要
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/index.html
- 経済産業省関係 令和2年度第3次補正予算・令和3年度当初予算のポイント
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/keisanshoyosan1.pdf
- 令和3年度経済産業省予算のPR資料一覧：一般会計
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ippan.html

経済産業省 予算

検索



ご清聴ありがとうございました

補助金等の公募情報等

◆経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 経済産業省の支援策一覧
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

◆経済産業省 公募情報
<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>

◆関東経済産業局 補助金・委託費
<http://www.kanto.meti.go.jp/chotatsu/hojyokin/index.html>

◆中小企業基盤整備機構「支援情報ヘッドライン」「支援情報ナビ」
<http://j-net21.smrj.go.jp/know/index.html>

◆中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

◆相談窓口（その他、商工会、商工会議所等）
各都道府県のよろず支援拠点
<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>



<支援策パンフレット>

本資料に関するお問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課 吉岡・吉成・石村
【TEL】048-600-0271